

県産木材「やまがたの木」認証事業実施要綱

やまがた県産木材利用センター

改正 平成 23 年 12 月 15 日

平成 27 年 6 月 10 日

令和 4 年 12 月 6 日

令和 5 年 10 月 12 日

令和 7 年 3 月 11 日

（目 的）

第 1 条 この要綱は、やまがた県産木材利用センター（以下「センター」という。）規約第 3 条に掲げる県産材安定供給に関する事業の実施に必要な産地証明制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 山形県産木材「やまがたの木」（以下「やまがたの木」という。）とは、山形県内の森林から伐採された原木を、山形県内で製材・加工した製品で、生産・流通履歴の明確なものをいう。ただし、集成材にあつては、別に定める「やまがた県産材集成材認証事業実施要領」に、枠組壁工法構造用製材にあつては、別に定める「やまがた県産枠組壁工法構造用製材事業実施要領」によるものとする。

なお、県内の製材業者が製材し、その後県外で加工（集成材を含む）した製品で、生産・流通履歴の明確なものを、その製材業者が販売する場合は「やまがたの木」とする。

2 「やまがたの木」認定事業者（以下、「認定事業者」という。）とは、県産木材を取り扱う事業者で、第 5 条に定める認定基準に基づきセンターが認定した事業者をいう。

（認 証）

第 3 条 認定事業者は、生産・流通履歴が明確で適正に管理された県産木材について、センターが別に定める認証方法に基づき、自らの責任において「やまがたの木」を認証する。

（認定事業者申請）

第 4 条 認定を受けようとする事業者は、「やまがたの木」認定事業者認定申請書（様式第 1 号）をセンターに提出するものとする。

2 認定に要する経費は、別に定める。

(認定基準)

第5条 製材業にあつては次の要件を満たしていること。

- ① 製材施設を所有し、過去3年間製材業を営んでいること。
- ② 県産木材を年間30 m³以上製材していること
- ③ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律）」第20条に基づく「登録木材関連事業者」若しくは、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁）」第3（2）に基づき森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て合法性の証明を行う「合法木材供給事業者」であること

2 木材販売業にあつては次の要件を満たしていること。

- ① 認定された事業者から仕入れし販売していること。
- ② 県産木材を過去3年間取扱いしていること。

3 前2項のほか次の要件を満たしていること。

- ① 県産木材を取扱う県内の事業者であること。
- ② 「やまがたの木」とその他の材を分別して保管・管理していること。
- ③ 「やまがたの木」の入出荷、在庫に関する情報を管理簿等により管理していること。
- ④ 分別管理に関する責任者が1名選任されていること。
- ⑤ 関係書類を5年間保管できること。

(審査及び結果通知)

第6条 センターは、認定申請書の提出があつた場合、書類審査及び必要に応じて現地調査を経て、審査委員会を開催し、認定の適否を決定する。

2 審査委員会の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

3 センターは、認定申請者に対し審査の結果を通知するものとする。

4 認定基準に適合した場合は、「やまがたの木」認定事業者認定証（様式第2号）を交付する。

5 認定証の有効期限は、認定した日から翌々年度の3月末日までとする。

(公表と報告)

第7条 センターは、認定証を発行した事業者について、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日、有効期限等を公表する。

2 山形県、市町村、その他関係機関に報告する。

(責 務)

第 8 条 認定事業者は、「やまがたの木」の取扱にあたっては、自らの責任において本制度を適正に運用するものとする。

- 2 認定事業者は、センターの会員でなければならない。
- 3 認定事業者は、センターが開催する「技術講習」に参加し、技術の向上に努めなければならない。
- 4 毎年県産木材認証実績（様式第 3 号）をセンターに報告しなければならない。

(販売管理)

第 9 条 認証された「やまがたの木」の販売にあたっては、販売管理票（様式第 4 号）を添付して出荷するものとする。ただし、県外で加工した場合は「生産・加工管理票」と「分別状況がわかる写真」を添付するものとする。

なお、普及ラベルも添付して普及に努めるものとする。

- 2 普及ラベルは、有料とする。
- 3 普及ラベルは、譲渡又は貸借をしてはならない。
- 4 普及ラベルの様式は理事会の承認を得て理事長が定める。

(技術講習)

第 10 条 認定事業者における分別管理責任者は、センターが開催する「技術講習」を受講しなければならない。受講は、新規認定時及び認定更新時とする。

- 2 「技術講習」の講習終了者には修了証明書を発行する。
- 3 「技術講習」の受講および修了証明書は有料とし、費用は別に定める。

(認定事業者の更新申請)

第 11 条 認定を更新する既認定事業者は、「やまがたの木」認定事業者認定更新申請書（様式第 5 号）をセンターに提出するものとする。

- 2 認定の更新に要する経費は、別に定めるものとする。

(認定更新の基準)

第12条 認定を更新する既認定事業者は、第5条の認定基準を満たすほか、分別管理責任者の「技術講習」受講修了証明書(写し)を添付しなければならない。

(審査及び結果通知)

第13条 認定更新申請書の提出があった場合、センターは書類審査と必要に応じた現地調査により、認定更新基準に適合するかを確認し、適合した場合は更新を決定する。

2 センターは、認定更新申請者に対し審査結果を通知するものとする。

3 認定更新基準に適合した場合は、「やまがたの木」認定事業者認定証(様式第2号)を交付する。

4 認定証の有効期限は、認定した日から翌々年度の3月末日までとする。

(調査等)

第14条 センターは、必要がある場合認定事業者に対し、立入調査又は書類による調査を行う。

2 認定事業者は、正当な理由なく、センターが行う調査を拒んではならない。

(認定の取り消し)

第15条 センターは、認定事業者がこの要綱に違反しているおそれがあるときは審査委員会を開催し、認定を取り消すことができる。その場合当該認定事業者に通知するとともに公表する。認定を取り消された事業者については、3年間再認定は行わないものとする。

2 センター会員として認定事業者に認定された事業者が、センターを脱会する場合は認定を取り消すこととする。

(認証制度の普及啓発等)

第16条 センターは、行政、関係団体等と連携を図り、当該制度の普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた場合は、センターの理事会で検討し判断する。

附則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。
ただし、第 8 条第 3 項の「技術講習」は、平成 24 年度の開始とする。
- 4 この要綱は、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 5 年 10 月 12 日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 7 年 3 月 11 日から施行する。